

【保存版】ご家庭へお持ち帰りください。



●組合員証の携行確認及び被扶養者の認定状況の確認(検認)の実施について……………	P1
●社会保険庁からの「ねんきん特別便」送付……………	P3
●出産費・家族出産費の受取代理制度導入……………	P5
●「地方自治体助成対象者届出書」の提出について……………	P6
●掛金率・掛金率(内訳表示)の変更等……………	P7
●特定保健指導の実施要領等……………	P8
●「医療費のお知らせ」の送付と個人データの取扱……………	P9
●「各種証明書の送付」ほか共済組合からのお知らせ……………	P11
●平成19年度決算概要……………	P12

○ 組合員証の携行確認及び被扶養者の認定状況の確認(検認)の実施について

本年10月、組合員証の携行確認(組合員から組合員証の提示を受け、実際に保有していることを確認すること。)及び定期的な被扶養者の認定状況の確認(以下「検認」といいます。)を実施します。

この検認は、保険診療を適正に受けていただくために必要な事務ですので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

1 組合員証の携行確認

組合員(社員)全員(任意継続組合員及び休職者等を除きます。)について、組合員証(ご本人分カードのみ)の携行確認(組合員から組合員証の提示を受け、実際に保有していることを確認すること。)を実施しますので、10月31日(金)までに所属局所の総務担当者等に組合員証を提示し、保有していることの確認を受けてください。

なお、組合員証(被扶養者証を含む。)を亡失している場合は、「組合員証等再交付申請書」を共済センターへ提出してください。

2 被扶養者の認定状況の確認

10月上旬、共済組合員調書(以下「調書」といいます。)を各組合員住所へ送付します。調書は、記載内容を確認の上、必要事項を記入し、必要な書類(収入に関する証明、組合員と同一世帯であることを確認できる書類等)を添付の上、同封の返信用封筒にて、10月31日(金)までに共済センターへ提出してください。

①調書が送付される方

9月10日現在、被扶養者を有する組合員(任意継続組合員を含みます。)。ただし、②の「調書が送付されない方」を除きます。

郵政会社から扶養手当を受給している扶養親族と確認できた場合(総合人事システムに登録されている扶養親族であることが確認できた場合)、調書の「扶養親族の認定の有無」欄に「有」と印字しますので、認定状況を確認するための証明資料の提出は必要ありません。

また、平成20年4月1日以降に、新たに認定された被扶養者については、同一年度内の認定であることから、認定時に提出されている証明資料を有効とし、今回の検認における証明資料の提出は必要ありません。(当該被扶養者の認定年月日(被扶養者証に記載)を調書備考欄に記入してください。)

※調書の記入例、必要添付書類一覧及び被扶養者申告書等の様式は、調書に同封していますので、参照してください。

※被扶養者の追加・削除については送付する調書で行うことはできません。同封の被扶養者申告書の提出が必要となりますので、必要な証明書類を添付し、調書とともに、速やかに共済センターへ提出してください。

②調書が送付されない方

9月10日現在、被扶養者を有しない組合員(任意継続組合員を含みます。)及び全ての被扶養者が郵政会社から扶養手当を受給している扶養親族と確認できた場合(総合人事システムに登録されている扶養親族であることが確認できた場合)は、調書を送付しません。

組合員証の提示のみ行ってください。

③被扶養者申告書の提出は速やかに

被扶養者申告書を提出される場合、次の点に注意するとともに、証明資料(写)を必ず添付の上、事実発生日から30日以内に共済センターへ提出してください。

■ 被扶養者の方が、被扶養者の要件に該当しなくなったとき

現在、被扶養者となっている方が、次の要件に該当した場合は、速やかに被扶養者申告書に証明資料(写)及び被扶養者証(カード)を添えて共済センターに提出してください。

- ・ 就職したとき
 - ・ 被扶養者の収入(向こう1年間の総収入額の推計額)が130万円(60歳以上の年金受給者または障害年金受給者は180万円)以上と見込まれるとき
 - ・ 結婚して、他の方の被扶養者となったとき
 - ・ 組合員と離婚したとき
 - ・ 死亡したとき
 - ・ 雇用保険(日額3,612円以上)の受給を開始したとき
 - ・ 長寿医療制度(後期高齢者医療制度)加入者となったとき(75歳以上の方[一定以上の障害のある方は65歳以上])
- などです。

※もし、届出をしなかった場合

被扶養者申告書の提出をせず、そのまま医療機関等で治療等を受けた場合、被扶養者としての資格を喪失したと認められる日以降にかかった医療費等を返還していただくこととなりますので、ご注意ください。

■ 組合員の配偶者(20歳以上60歳未満)が、死亡により被扶養者に該当しなくなったとき

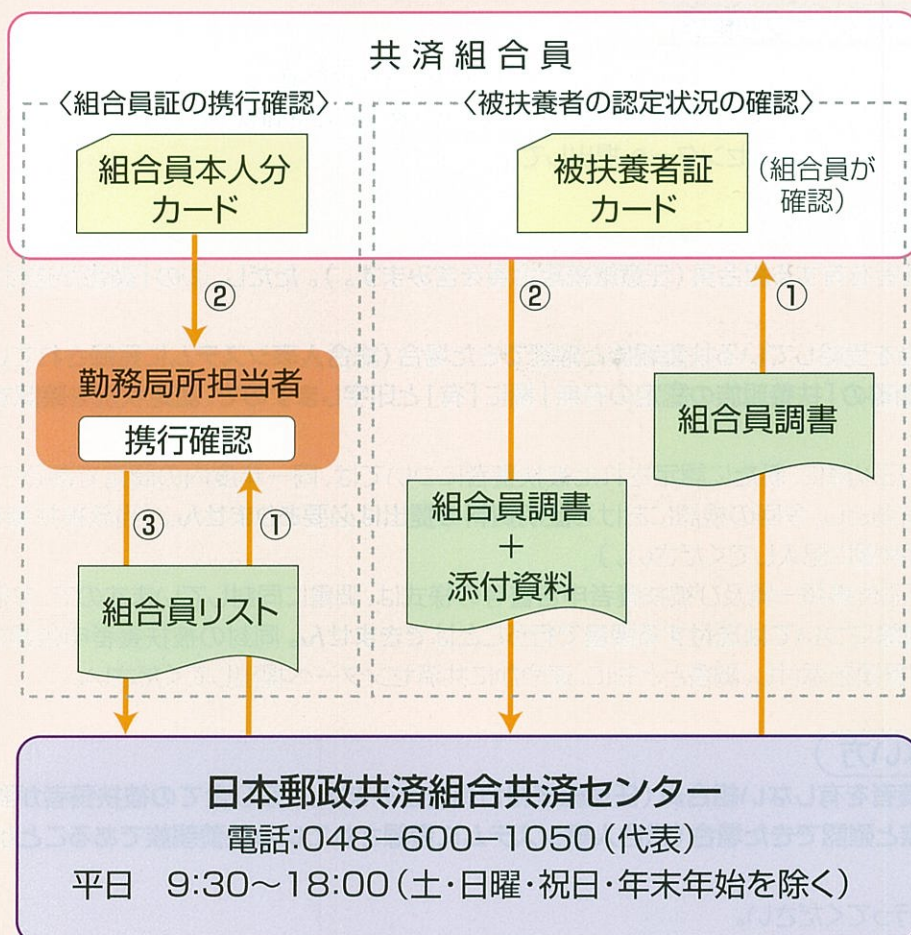
被扶養者申告書の提出の他に、国民年金第3号被保険者資格喪失・死亡届が必要となります。

■ 扶養親族届の提出先は、共済センターではありません

郵政会社から扶養手当を受給する際に提出する扶養親族届の送付先は、共済センターではありませんので、所属の総務担当者等に提出してください。

なお、結婚や子の出生等の場合、被扶養者証(カード)の交付を受けるための被扶養者申告書の送付先は、共済センター(被扶養者・任継担当)となりますので、送付書類及び送付先を十分に確認してから送付するようお願いします。

【検認実施の流れ】



3 共済組合員証の返納について

旧組合員証（紙製・もえぎ色）の返納

紙製の旧組合員証（以下「旧証」といいます。）は、社会保険診療報酬支払基金における特例措置（保険者番号の読替処理）が終了するため、**医療機関での使用はできません**。万一、今でも旧証を使用されており、組合員証カード（被扶養者証を含みます。）を受領されていない組合員の方は、至急、共済センター（電話：048-600-1050（代表））へご連絡いただくとともに、旧証を返納してください。

資格喪失後は共済組合員証等を返納してください

資格喪失（組合員本人が退職されたとき、任意継続組合員の方が期間満了等により任意継続組合員でなくなったとき、被扶養者の方が被扶養者の要件を欠いたとき）後は、速やかに組合員証（カード）または、被扶養者証（カード）を共済センター（被扶養者・任継担当）へ返納してください。

また、亡失して返納できない場合は「亡失届」を提出してください。

資格喪失後に共済組合員証（被扶養者証）を病院で使用すると、無資格受診となり、後日、共済組合負担分医療費及び支給済みの給付金を返納していただくこととなりますので、十分に注意してください。

○ 社会保険庁からの「ねんきん特別便」送付のお知らせ

平成20年10月以降、**社会保険庁作成の「ねんきん特別便」**が組合員の皆様に送付されますので、内容をご確認の上、回答をお願いします。

※公務員の共済組合加入期間をお知らせする「公務員共済 ねんきん特別便」とは別のものであり、主として厚生年金・国民年金の加入期間のお知らせとなります。

1 社会保険庁作成の「ねんきん特別便」は、記録の漏れ・間違いの有無にかかわらず回答が必要です！

国家公務員共済組合連合会から送付される「公務員共済 ねんきん特別便」は、内容ご確認後の返送を求めるものではありませんでしたが、今回の社会保険庁作成による「ねんきん特別便」では、記録の「漏れ」・「間違い」の有無にかかわらず、**必ず回答をお願いします**。

- (1) 「ねんきん特別便」の内容の確認及び返送は、お手元に届いてから1ヶ月以内に行ってください。
- (2) 返信用封筒の裏面には、必ず、住所・氏名を記載してください。
- (3) 組合員の皆様に記載いただいた内容について、社会保険庁から直接、組合員様本人に確認を行うことがあります。

2 「ねんきん特別便」を回答していただいた後について

加入記録に「訂正なし」と回答していただいた方に対しては、社会保険庁から文書等でのご連絡はありません。

「訂正あり」と回答していただいた方に対しては、提出いただいた内容に基づき調査を行い、調査結果をもとに社会保険庁から「被保険者記録照会回答票」が送付されます。

調査の内容により、3～4ヶ月でお知らせできる場合もありますが、複雑な調査を必要とする場合には、長ければ1年程度の期間を要する場合がございますので、ご了承ください。

3 想定される事例について

現在、国家公務員共済組合連合会では、公務員共済の加入記録を順次、社会保険庁へ情報提供する施策を推し進めているところですが、現状ではまだ完全なものとなっております。そこで、想定される事例についての対応方法を次頁の表のとおりまとめましたのでご活用ください。

	想定される事例	対応方法	連絡・照会先等
1	「ねんきん特別便」に記載された住所が誤っている。	共済組合に申し出た後、年金記録に誤りがなければ、「ねんきん特別便」を社会保険庁あてご返送ください。	【住所変更の連絡先】 ◎郵政共済組合 共済センター 電話:048-600-1050(代表) ※以前ご連絡いただいたにもかかわらず未だ修正されていない場合は、その旨もお申し出ください。
2	複数の共済組合加入があるが、「郵政」・「国家公務員」としか記載されていない。	原則として、現在所属している共済組合名が記載されますので、期間に誤りがなければ「訂正なし」として回答します。 *共済組合名の記載がなくても、年金受給内容に影響はありません。	社会保険庁から届いた「ねんきん特別便」に「訂正なし」として回答し、社会保険庁あて返送してください。
3	「公務員共済 ねんきん特別便」と、今回届いた「ねんきん特別便」とで、公務員の期間が違う。	組合員の皆様には「公務員共済 ねんきん特別便」を送付しましたが、「公務員共済 ねんきん特別便」が正しいければ、後日、正しい公務員共済加入期間が社会保険庁で登録されますのでご安心ください。	社会保険庁から届いた「ねんきん特別便」に正しい公務員の期間を記入の上、社会保険庁あて返送してください。
		公務員共済加入期間が正しくない場合(※)は、共済組合まで申し出てください。	◎郵政共済組合 共済センター 電話:048-600-1050(代表)
4	社会保険庁作成の「ねんきん特別便」に「訂正なし」と回答した後で、新たな年金記録が見つかった。 または、誤った回答をしてしまった。	ねんきん特別便専用ダイヤルに連絡してください。社会保険庁から「年金記録照会回答票」が送付されますので、正しい回答を記載の上、返送してください。	◎ねんきん特別便専用ダイヤル 0570-058-555 ※IP電話・PHSからは、 03-6700-1144
5	社会保険庁作成の「ねんきん特別便」が届かない。	以下①～③の方には、今回、社会保険庁作成の「ねんきん特別便」は送付されません。 ①平成20年7月以降に資格取得した方。 ②年金受給中の方。 ③平成20年3月までに、社会保険庁作成の「ねんきん特別便」を受領済みの方。	左の①～③のいずれにも該当しない方に「ねんきん特別便」が届かないときは、以下にご照会ください。 ◎ねんきん特別便専用ダイヤル 0570-058-555 ※IP電話・PHSからは、 03-6700-1144

※「臨時補充員」、「臨時雇」、「事務補助員」としての勤務期間は、共済組合加入期間ではありません。

【担当:年金担当】

○出産費・家族出産費の受取代理制度の導入について

組合員の皆様が医療機関等の窓口において、支払う出産費用の負担軽減を目的として、出産費・家族出産費の受取代理制度を平成20年9月1日から導入しました。

この出産費・家族出産費の受取代理制度は、出産前(出産予定日まで1か月以内)に医療機関等を受取代理人として郵政共済組合へ「出産費・家族出産費請求書(事前申請用)」(詳細はP.6「請求方法」を参照。)を提出することにより、郵政共済組合が出産費・家族出産費を直接、医療機関等へお支払いします。これにより組合員は、出産費・家族出産費の額(35万円)を超えた分のみを医療機関等へ支払えばよいことになります。

なお、出産費用が出産費・家族出産費の額を下回る場合、差額は組合員に支払われます。

この出産費・家族出産費の受取代理制度に対応できない医療機関等もありますので、この制度を利用する組合員の方は下記の留意事項を確認し、郵政共済組合へ請求する前に出産を予定している医療機関等へ下記の留意事項について対応可能かを必ず確認した上で請求してください。

出産を予定している医療機関等での出産費・家族出産費の受取代理制度に対応できない場合又は組合員本人の出産費・家族出産費の受取りを希望する場合は、出産後の出産費・家族出産費の請求となり、請求方法等はこれまでと同じです。

下記の留意事項は共済組合ホームページの「式紙・様式類集等」→「給付様式」→「出産費・家族出産費請求書（事前申請用）」のエクセルファイルに請求書と別ワークシートで保存してありますので活用してください。

留意事項

— 組合員の皆様への留意事項 —

- 1 出産費・家族出産費の受取代理制度を利用できる要件は、**出産予定日まで1か月以内**であることです。
ついては、出産予定日まで1か月より前である場合、又は出産後の請求の場合は、この出産費・家族出産費の受取代理制度は利用できません。
- 2 郵政共済組合の**出産に係る医療貸付制度**を利用している場合は、この**出産費・家族出産費の受取代理制度は利用できません**。
- 3 「出産費・家族出産費請求書（事前申請用）」（以下「請求書」という。）の提出があった場合、出産予定の医療機関と日本郵政共済組合の間において、請求書の受け付け、分娩に関する証明及び分娩費用に関する情報の提供を行いますので、あらかじめご了承ください。
- 4 請求書提出後、出産までの間に出産者（組合員又は被扶養者）が資格喪失により出産費・家族出産費の支給対象ではなくなった場合、又は請求書の医療機関以外で出産することとなった場合は、速やかに郵政共済組合共済センターへ連絡してください。
- 5 請求書には添付書類として母子健康保険法第16条第1項の規定により交付された「**母子健康手帳（出産者の氏名及び出産予定日が記載されているページ）の写し**」又はその他の出産予定日を証明する書類を添付してください。
- 6 出産予定日において被扶養者認定後6か月以内の出産の場合は、請求書に「**出産費・出産育児一時金の受給に関する申立書**」を添付してください。

— 医療機関等の皆様への留意事項 —

郵政共済組合において組合員からの請求書を受け付けた時は、郵政共済組合から請求書の受け付けを行った旨の通知と併せて分娩費請求書及び出生証明書類の写しを添付していただく際の様式を送付します。

ついては、分娩し分娩費用が確定した場合は、速やかに当該様式の必要事項に記入の上、分娩費請求書及び出生証明書類の写しを添付して「郵政共済組合共済センター（給付担当）」あてに送付してください。

— 組合員・医療機関等の皆様へのお支払いに関する留意事項 —

- 1 支払額について
 - (1) 医療機関等での出産に係る請求額が35万円以上の場合
出産費・家族出産費の全額である35万円を医療機関等へお支払いします。
 - (2) 医療機関等での出産に係る請求額が35万円未満の場合
分娩費請求書に請求額として記載されている額を医療機関等へお支払いし、その請求額と35万円との差額を組合員へお支払いします。
- 2 支払日等について
医療機関等から分娩費請求書及び出生証明書類の写しの送付があり郵政共済組合が受け付けを行った日から概ね1か月後に医療機関等へお支払いします。
なお、上記1(2)の請求額と35万円との差額が発生した場合の組合員へのお支払いも同様となります。
また、支払日については、毎月2回を支払日として設定しており「5日」及び「20日」が支払日となり、当該日が土日、祝日の場合は翌営業日のお支払いとなります。
ただし、1月及び5月については5日の支払日が10日となり、10日が土日、祝日の場合は翌営業日のお支払いとなります。
- 3 支払方法
 - (1) 医療機関等の場合
ご指定の銀行（ゆうちょ銀行を含む。）口座へのお支払いのみとなります。
なお、納付書によるお支払いには対応できませんので、ご了承ください。
請求書の「受取代理人に対する支払金融機関の欄」の記載内容に誤りがあると**お支払いが遅れることとなりますので、誤りのないようご確認の上、記入してください**。
 - (2) 組合員の場合
郵政共済組合に登録されている「ゆうちょ銀行」口座へのお支払いとなります。
- 4 医療機関等への支払通知等について
医療機関等へのお支払いについては、支払日、支払予定日、支払金額等の通知は行いませんので、ご了承ください。

なお、郵政共済組合からのお支払いについては、通帳へ「郵政共済 短期経理」と記帳されますので、通帳の記帳によりお支払いを確認してください。

5 組合員への支払通知等について

郵政共済組合から医療機関等へお支払いした旨を、医療機関等へ送金後に組合員に書面により通知します。

なお、上記1(2)の請求額と35万円との差額が発生し、組合員の口座へ差額を支払う場合は、通帳に「郵政共済 短期経理」と記帳されますので、お支払いを確認してください。

6 郵政共済組合から医療機関等へ出生証明書類等の写しの提出を依頼することとなりますが、医療機関等で証明書発行代金が必要となる場合は組合員負担となりますので、ご了承ください。

請求方法

医療機関等へ上記の「留意事項」について対応可能かを必ず確認し、対応可能であることが確認された場合は、「**出産費・家族出産費請求書(事前申請用)**」の受取代理人の欄に記入及び押印を受けたものに「**母子健康手帳(出産者の氏名及び出産予定日が記載されているページ)の写し**」又はその他の出産予定日を証明する書類を添付して郵政共済組合共済センター給付担当あてに提出してください。

なお、出産予定日において被扶養者が被扶養者認定後6か月以内の場合は「**出産費・出産一時金の受給に関する申立書**」(被扶養者が被扶養者認定後6か月以内の出産したとき用)も併せて添付してください。

【担当:給付担当】

○「地方自治体助成対象者届出書」をご提出ください!

郵政共済組合では、医療機関から共済組合に届いた診療報酬明細書(レセプト)をもとに高額療養費と附加金(一部負担金 払戻金及び家族療養費附加金)を自動計算し、診療月の約4ヵ月後に郵政共済組合に登録されている組合員の皆さまの「ゆうちょ銀行」口座へ送金しています。

市区町村等地方自治体から助成を受けているにもかかわらず、郵政共済組合に「地方自治体助成対象者届出書」を提出しないと、医療費助成と高額療養費等を二重で受け取ることになります。このような「二重給付」が明らかになったときは後日その分を共済組合又は医療費助成を受けている市区町村等に返金していただくことになりますので、必ずご提出ください(ご提出いただくことにより、共済組合からの支給が停止されます)。また、助成内容が変更になった場合も、同様の手続きが必要となります(返金時の振込手数料は組合員負担)。

市区町村等から医療費助成を受けている方は必ず「地方自治体助成対象者届出書」を提出してください。

《地方自治体の医療費助成制度》

医療費助成制度は、地方自治体ごとに異なります。

都道府県等が独自に難病などの病気を医療費助成の対象としたり、患者の条件(乳幼児、障がい者等)によって市区町村が医療費の自己負担分を助成している場合があります。

詳しい内容はお住まいの都道府県又は市区町村にお問い合わせください。

《高額療養費等の請求方法について》

高額療養費等を受けるために請求書の提出は不要です。

ただし、市区町村等から医療費助成は受けていないにもかかわらず高額療養費等が支給されない方、公費助成は受けているが一部自己負担している方等は「療養費・家族療養費・高額療養費請求書」の提出が必要な場合がありますので、共済センターへお問い合わせください。

なお、給付事由が生じた日から2年間請求を行わないと、時効により給付を受ける権利が消滅します。 【担当:給付担当】

○ 9月から共済掛金率(長期掛金率)が変更となります

平成20年9月分から共済掛金率(長期掛金率)が変更になっています。(適用日:平成20年9月1日)

共済掛金	改定	現行
短期掛金率	—	35.33/1000
介護掛金率	—	4.70/1000
長期掛金率	75.125/1000	74.48/1000

【担当:標準報酬担当】

○ 掛金率の内訳表示（特定掛金率及び基本掛金率）について

医療保険制度改正に伴い、平成20年4月より、各保険者において特定掛金率及び基本掛金率（掛金の内訳）を定めることとされました。

- 平成20年度の共済組合の特定掛金率は、15.64／1000、基本掛金率は19.69／1000となります。
- 短期掛金率は、これまでと変更なく、35.33／1000（15.64／1000+19.69／1000）です。

○特定掛金率:前期高齢者（※注1）納付金、後期高齢者（※注2）支援金、退職者給付拠出金及び病床転換支援金等に充てるための掛金率

○基本掛金率:組合員に対する短期給付、保健事業等に充てるための掛金率

- ※注1:65歳以上75歳未満の公的医療保険制度の加入者をいいます。
※注2:75歳以上（又は広域連合の障害認定を受けた65歳以上75歳未満）の長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の加入者をいいます。

これらは、掛金の内訳を示すもので、掛金の算定に用いる短期掛金率は、これまでと変更なく35.33／1000のままです。

（参考）

掛金早見表 ※早見表全体は共済組合ホームページに掲載します。

（平成20年9月1日現在）

標準報酬の等級	標準報酬の月額	共済組合掛金				
		短期	うち特定掛金	うち基本掛金	介護	長期
		35.33 1000	15.64 1000	19.69 1000	4.70 1000	75.125 1000
第1級	98,000円	3,462円	1,532円	1,930円	460円	7,362円
第2級	104,000円	3,674円	1,626円	2,048円	488円	7,813円
第3級	110,000円	3,886円	1,720円	2,166円	517円	8,263円
:		:	:	:	:	:
第41級	1,090,000円	38,509円	17,047円	21,462円	5,123円	—
第42級	1,150,000円	40,629円	17,986円	22,643円	5,405円	—
第43級	1,210,000円	42,749円	18,924円	23,825円	5,687円	—

【担当:標準報酬担当】

○ 9月は標準報酬が改定される月です（定時決定）

共済掛金及び給付金の算定の基礎となる標準報酬は、毎年、7月1日現在共済組合員である人について、同月前3月間（4月、5月、6月）に受けた報酬の総額を3で除して得た額を報酬月額として標準報酬等級表にあてはめ決定（定時決定）されます。（※注の該当者を除きます。）

そのため、定時決定の結果、従前の標準報酬と比べ変動した方は9月の給与から共済掛金額（短期、長期、介護）が変動していますのでご確認ください。

なお、定時決定により決定された標準報酬の有効期間は、その年の9月1日から翌年の8月31日までです。

ただし、その間に著しく固定的給与に変動がある等によって随時改定が行われる場合は、随時改定が行われる前月の末日まで有効です。

※注 次の人はその年の定時決定は、行われません。

- 1 6月1日以降に共済組合員の資格を取得した方
- 2 7月、8月又は9月のいずれかの月から随時改定が行われる方

【担当:標準報酬担当】

○ 特定保健指導の実施要領をお知らせします

特定保健指導は、特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方を対象に、生活習慣を見直すサポートを行うものです。

特定保健指導の実施要領は、次のとおりです。

1 組合員本人

平成20年度については、特定健康診査の結果（共済組合が定期健康診断のデータを受領することで特定健康診査の実施に代えているため、定期健康診断結果と同じです。）を基準（注）に照らし、メタボリックシンドローム（メタボ）に該当する方又はその予備群に該当する方で、20年度中に40歳になる方のみ、特定保健指導を受けていただく予定です。該当する方には、後ほど連絡があります（自己負担なし）。

《特定保健指導対象の「40歳になる方」の年齢を変更する場合があります。実施機関は郵政健康管理センターを予定しています。》

特定保健指導として、メタボ該当者には積極的支援（※1）を行い、予備群の方には動機付け支援（※2）を行います。

※1 積極的支援:3か月から6か月の間、数回に分けて面談、電話等による保健指導を行い、6か月後に健康状態等の確認が行われます。

※2 動機付け支援:面談による1回の支援の後、6か月後に健康状態等の確認が行われます。

（注）特定保健指導対象者の抽出と積極的支援・動機付け支援のレベル分けは、P.9に記載の基準により行われます。

なお、メタボ該当者又はその予備群と判定されても、特定健康診査の個別の検査項目の値によっては特定保健指導の対象外となる方もいます。また、糖尿病、高血圧症又は高脂血症の治療のために薬剤を服用している方も対象外です。

2 被扶養者と任意継続組合員（その被扶養者を含む）

共済組合が発行した特定健康診査受診券により受診した方の特定健康診査受診結果通知表は、受診した健診機関から送付されます。結果は共済組合にも通知され、メタボ該当者又はその予備群の方には、特定保健指導利用券を後日共済センターから送付します。利用券に同封された特定保健指導実施機関一覧表中の実施機関に初回面接日時を電話予約のうえ特定保健指導（積極的支援又は動機付け支援、※1、※2参照）を受けてください。（義務付けられてはいませんが、健康のためにぜひお受けください。）（※3）

※3 現在、特定保健指導を実施している医療機関等の数は少なく、特定健康診査受診機関（又は人間ドック受診機関）と同じ機関で特定保健指導を受けられない場合があります。また、**実施機関窓口で3割の自己負担があります。**

3 被扶養配偶者人間ドックの検診結果を提出された方

平成20年度から、特定健康診査項目を満たした被扶養配偶者人間ドックを受診され助成金請求時に人間ドックの検診結果の写し（一部ではなく各数値が入った全てのページ）及び特定健康診査に係る質問票を提出いただいている方には、別途共済組合から特定健康診査受診結果通知表を送付します（※4）。メタボ該当者又はその予備群の方には特定保健指導利用券及び特定保健指導実施機関一覧表も同封します。一覧表中の実施機関に初回面接日時を電話予約のうえ特定保健指導（積極的支援又は動機付け支援、※1、※2参照）を受けてください。（義務付けられてはいませんが、健康のためにぜひお受けください。）（※3）

※3 項目2に記載の※3と同じです。

※4 特定健康診査の項目を満たしていない人間ドックを受診している場合には、特定健康診査受診結果通知表が作成できず、特定保健指導を希望されても受けられない場合があります。なお、被扶養配偶者人間ドック検診必須5項目を満たしていない人間ドックは、人間ドック検診費の助成もできませんのでご注意ください。（特定健康診査の受診方法は、ゆうせい共済第425号2ページ「(3) 受診方法」をご確認ください。）

4 被扶養配偶者人間ドックの検診結果を未提出の方

被扶養配偶者人間ドックを受診されていて、助成金請求時に検診結果の写し（一部ではなく各数値が入った全てのページ）及び特定健康診査に係る質問票をまだご提出いただいてない方は、提出をお願いします。個人情報保護については日本郵政共済組合ホームページの特定健康診査等実施計画をご覧ください。

5 特定保健指導利用券の有効期限

平成21年3月31日までです。この日までに特定保健指導の医師等との初回面接が終了するよう、予約日時にはご注意ください。

6 積極的支援に係る特定健康診査・特定保健指導の自己負担分の医療費控除

保健指導のうちの積極的支援を受けたときは、その自己負担額と積極的支援に該当すると診断された特定健康診査（人間ドックを含む。）の自己負担額は、一定条件を満たせば確定申告による医療費控除の適用となります。

詳細につきましては、厚生労働省ホームページの特定健康診査・特定保健指導に関する記事をご参照ください。

【特定保健指導の対象者と支援方法のレベル分けの基準】

特定保健指導の対象者は、特定健康診査の結果、腹囲が85cm以上(男性)・90cm以上(女性)の方、または腹囲が85cm未満(男性)・90cm未満(女性)の方でBMIが25以上の方のうち、血糖(空腹時血糖が100mg/dl以上、またはHbA1cが5.2%以上)・脂質(中性脂肪150mg/dl以上、またはHDLコレステロール40mg/dl未満)・血圧(収縮期130mmHg以上、または拡張期85mmHg以上)に該当する方(糖尿病、高血圧症または脂質異常症の治療に係る薬剤を服用している方を除く。)です。

腹囲	→	追加リスク	→	④喫煙歴	→	対象	
		①血糖 ②脂質 ③血圧				40-64歳	65-74歳
≥85cm(男性) ≥90cm(女性)	→	2つ以上該当	→	あり なし	→	積極的 支援	動機付け 支援
		1つ該当					
上記以外で BMI≥25	→	3つ該当	→	あり なし	→	積極的 支援	動機付け 支援
		2つ該当					
		1つ該当					

【担当:助成担当】

○「特定健康診査」健診機関一覧について

特定健康診査の健診機関は、受診券発送の際に同封します。また、健診機関はインターネットで検索できます。今後、健診機関一覧およびリンク先一覧を共済組合ホームページへ掲載しますのでぜひご活用ください。

また、インターネット環境がない方は、共済センターへお問い合わせください。

<健診機関の区分>

- ・特定健康診査の健診機関はA(人間ドック学会等全国規模の医療機関)とB(国保ベースの実施機関)の2種類です。AとBどちらで受診してもかまいません。

<健診の予約>

各健診機関に日本郵政共済組合の被扶養者等であることを告げた上で、直接予約してください。(各健診機関の都合により受診できない場合もあります。)

【担当:助成担当】

○「医療費のお知らせ」の送付と個人データの取扱いについて

郵政共済組合では、組合員及び家族の方々に健康に対する認識をより深めていただくこと、また、医療費支出の適正化を図ることを目的として、医療機関で平成20年4月及び5月に受診した方の医療費等をお知らせします。

平成20年10月以降に、対象の組合員及び被扶養者の医療費等を組合員本人のご住所あてに郵送します。なお、あて所不明等の理由によりご自宅に郵送できない場合は、勤務事業所をあて所(あて先は組合員本人)として再送します。

《通知対象及び内容》

1 通知対象

医療機関で平成20年4月及び5月に受診したもの。ただし、次に該当するものについては対象外となります。

- 長期組合員資格のないもの
- 国家公務員共済組合連合会直営病院で受診したもの
- 地方自治体から医療費助成を受けているもの
- 組合員証及び組合員被扶養者証を使用しないで受診したもの 等

2 通知内容

受診者名、受診年月、診療区分(入院・外来等の別)、診療日数、総医療費(自己負担分と共済組合負担分を合算した額)

3 その他

- 対象の期間内に受診された場合でも、医療機関から郵政共済組合への診療報酬の請求時期により通知されない場合があります。

- 「医療費のお知らせ」の通知を受けたことによる手続はありません。
- 「医療費のお知らせ」に対する照会については、個人情報保護の観点から、電話ではお答えできませんのでご了承ください。
- 「医療費のお知らせ」は、確定申告時の添付書類としては使用できません。
- 「医療費のお知らせ」は再発行できません。

「医療費のお知らせ」に伴う個人データの第三者への提供について

医療費のお知らせは、組合員及びその被扶養者分をまとめて組合員に通知することとしています。このため、被扶養者から見て第三者となる組合員に医療費の額等の個人データを提供することとなります。

個人情報保護法では、本人の求めがあれば個人データの第三者への提供を停止することを要件として、次の4項目全てが、あらかじめ、本人が容易に知りえる状態にあるとき、個人データを第三者に提供することができるとされています。

- ①利用目的
- ②第三者へ提供する個人データの項目
- ③第三者への提供の手段又は方法
- ④本人の求めに応じて個人データの第三者への提供を停止すること

そこで、次により組合員への医療費のお知らせを実施することとしますが、被扶養者本人様から当該個人データの（第三者たる）組合員への提供を停止する申出がない場合は、同意が得られているものとし、組合員と被扶養者分をまとめて組合員に通知することとします。

被扶養者の皆様へ

～「医療費のお知らせ」について～

◎利用目的

被扶養者分の医療費のお知らせ分も含め、世帯単位でまとめて被扶養者から見て第三者となる組合員に送付することを目的とします。

◎第三者たる組合員へ提供する個人データ

○被扶養者に関する次の項目

受診者名、受診年月、診療区分（入院・外来等の別）、診療日数、総医療費（自己負担分と共済組合負担分を合算した額）

◎提供の手段又は方法

上記の項目を記載した「医療費のお知らせ」を、組合員の住所に送付します。

なお、あて所不明等の理由によりご自宅に郵送できない場合は、勤務事業所をあて所（あて先は組合員本人）として再送します。

◎第三者たる組合員への個人データ提供の停止の申し出

上記の「組合員への医療費のお知らせ」による個人データの第三者たる組合員への提供を停止する被扶養者は、平成20年9月30日（火）までに共済センター（給付担当）へ申し出てください。

【担当:給付担当】

○ 組合員の人間ドック助成の対象について

毎年、郵政グループ各社が募集している人間ドックを受けた組合員（退職前に検診を申し込んだ任意継続組合員の方を含む。）には、共済組合が検診費の一部を助成しています。

次のような方は、助成の対象とはならず、人間ドックを受けても全額自費で支払っていただくことになりますのでご注意ください。

- ・ 検診日当日より前に、任意継続組合員の資格を失った方
- ・ 検診日当日より前に退職し、他の健康保険制度に加入した方
- ・ 申込時点で既に退職しており、任意継続組合員となっていた方
- ・ 申込時点で他の健康保険制度に加入していた方（高齢再雇用社員（フルタイム勤務でない方）、期間雇用社員、短時間社員等の方）

なお、検診日当日より前に任意継続組合員の資格を失ったなどの場合は、忘れずに検診機関へ連絡してください（キャンセル又は全額自己負担で受けていただくことになります。）。

○ ゆうりぞうと・KKR宿泊施設利用手帳の申請について

共済組合員期間20年以上で退職された方や郵政記念日に20年・30年勤続功労で表彰された方に、「ゆうりぞうと・KKR宿泊施設利用手帳」を差し上げています。手帳を使うことにより、施設の利用料金が助成されます（1泊につき、ゆうりぞうとは7,000円、KKR宿泊施設は5,000円）。

退職による手帳の交付には申請が必要ですので、様式「ゆうりぞうと・KKR宿泊施設利用手帳請求書」を共済センター（助成担当）へ送付してください。様式は、郵政共済組合ホームページから印刷するか、共済センターにお問い合わせください。

【担当:助成担当】

○「みらい」保険料控除証明書の送付について

10月中旬に年末調整用の「みらい」保険料控除証明書をご自宅あて発送します
原則として再発行はできかねますので、大切に保管してください。

【担当:貸付担当】

○「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」の発行について

9月末～10月上旬に年末調整・確定申告用の年末残高証明書を、ご自宅あて発送します。
原則として再発行はできかねますので、大切に保管してください。

【担当:貸付担当】

郵政共済組合（共済センター）へのご連絡先など

郵政共済組合へのご連絡（照会）先や、照会先などをまとめて掲載しました。
誌面に掲載されているご照会先や様式、各種資料などの掲載先及び資料の送付先が一度にご確認いただけます。

●電話による照会は…

郵政共済組合コールセンター 電話番号:048-600-1050(代表)

全国からご照会をいただいているため、電話がつながりにくい時間帯もございます。
お電話をおかけいただく場合は、比較のご照会の少ない午後4時以降におかけくださるようお願いいたします。
(受付時間:平日午前9時30分～午後6時)



●最新情報の確認・様式などの入手は…

郵政共済組合ホームページ <http://www.yuseikyosai.or.jp/>

皆さまからお寄せいただいたご照会などを参考に随時更新しています。
式紙・様式類や各種手続きのご案内を掲載していますので、申請及び届出を行う前に必ずご覧ください。
また、インターネットをご利用になれない方への様式送付など各種ご要望・お申出は、郵政共済組合コールセンターで受付いたします。

●各種申請・請求書類のあて先

〒330-0081 埼玉県さいたま市中央区新都心3-1

郵政共済組合共済センター〇〇担当 あて ※必ず担当名を記載してください。

平成19年度決算概要



平成19年度決算が、平成20年6月10日開催の第164回日本郵政共済組合運営審議会で承認されました。主な経理の概要は次のとおりです。

短期経理

組合員及び被扶養者の病氣、負傷、出産、死亡、休業、災害に対し給付を行うほか、老人保健拠出金、退職者給付拠出金、介護納付金等の支払いを行っています。

損益計算書

単位：百万円

費用		収益	
保健給付等	60,800	短期負担金収入	56,432
老人保健拠出金	23,426	短期掛金収入	60,306
退職者給付拠出金	23,483	介護負担金収入	4,404
介護納付金	9,431	介護掛金収入	4,886
その他	10,366	その他	23,288
当期利益金	21,810		
計	149,316	計	149,316

貸借対照表

単位：百万円

資産		負債	
現金・預金	49,800	支払準備金	10,133
有価証券	11,971	その他	7,532
その他	6,815	資本	
		欠損金補てん積立金	6,262
		短期積立金	44,642
		介護積立金	17
計	68,586	計	68,586

保健経理

組合員及び被扶養者の健康の保持増進のための施策を行っています。

損益計算書

単位：百万円

費用		収益	
職員給与	49	負担金収入	1,552
厚生費	1,692	掛金収入	1,668
連合会へ繰入	1,047	その他	252
その他	395		
当期利益金	289		
計	3,472	計	3,472

貸借対照表

単位：百万円

資産		負債	
現金・預金	12,270	未払金等	357
土地	114	資本	
その他	385	別途積立金	205
		欠損金補てん積立金	7
		積立金	12,200
計	12,769	計	12,769

宿泊経理

組合員及び被扶養者の保養に資するため、宿泊施設（ゆうりそうと）及び学生寮の運営を行っています。

損益計算書

単位：百万円

費用		収益	
職員給与	46	施設収入等	202
飲食材料費等	216	その他	48
減価償却費等	125	当期損失金	145
固定資産売却損等	8		
計	395	計	395

貸借対照表

単位：百万円

資産		負債	
現金・預金	2,663	退職給与引当金	35
建物・構築物等	1,539	その他	24
土地	11	資本	
その他	62	別途積立金	1,285
		欠損金補てん積立金	79
		積立金	2,852
計	4,275	計	4,275

貯金経理

組合員の保険貯金（団体積立年金保険「みらい」）の業務を行っています。

損益計算書

単位：百万円

費用		収益	
委託費等	23	保険手数料収入等	19
		当期損失金	4
計	23	計	23

貸借対照表

単位：百万円

資産		負債	
現金・預金等	101	未払費用等	7
		資本	
		積立金	94
計	101	計	101

貸付経理

組合員に対し、普通（一般、購買、物資、特認）、特別（結婚、葬祭、医療、教育、災害）、一般住宅及び特別住宅の4種類の貸付を行っています。

損益計算書

単位：百万円

費用		収益	
職員給与	214	貸付金利息等	5,434
保険料等	1,926	その他	187
支払利息	4,114	当期損失金	652
その他	19		
計	6,273	計	6,273

貸借対照表

単位：百万円

資産		負債	
現金・預金	797	長期借入金	124,080
組合員貸付金	147,254	その他	812
その他	4,735	資本	
		貸付資金積立金	16,587
		積立金	11,307
計	152,786	計	152,786